

公衆浴場の申請・届出の手引（高知市）

Ver 2025. 4. 1

このようなときは		以下の手続きが必要です。	備考
1	公衆浴場の経営をする	許可申請 *法第2条第1項 【p2へ】	30日前をめぐりに日数の余裕を持って申請してください。 *高知市標準処理期間：30日
2	譲渡により、営業者の地位を承継したとき	地位承継届 *法第2条の2第2項 【p3へ】 令和5年12月13日以後の事業譲渡の場合、譲受人は営業者の地位を承継することになりました。	事後遅滞なく *法第2条の2第2項
3	相続により、営業者の地位を承継したとき	地位承継届 *法第2条の2第2項 【p3へ】	事後遅滞なく *法第2条の2第2項
4	合併により、営業者の地位を承継したとき	地位承継届 *法第2条の2第2項 【p4へ】	事後遅滞なく *法第2条の2第2項
5	分割により、営業者の地位を承継したとき	地位承継届 *法第2条の2第2項 【p4へ】	事後遅滞なく *法第2条の2第2項
6	「申請書」又は「地位承継届」に記載した事項を変更したとき	変更届 *省令第4条 【p5へ】 注 次の場合は変更届ではなく、事前に許可申請が必要です。 (1) 譲渡・相続・合併・分割のいずれにも該当せず、営業者が代わる場合 (2) 施設の移転や改築により公衆浴場としての同一性を失う場合	変更から10日以内 *省令第4条
7	営業の全部若しくは一部を停止又は廃止したとき	（（全部・一部）停止・廃止）届 *省令第4条 【p6へ】	停止又は廃止から10日以内 *省令第4条
8	停止した営業を再開したとき	再開届 *規則第5条 【p6へ】	再開した日から10日以内 *規則第5条
9	管理者を設置又は変更したとき	新たに設置したとき →管理者設置届 管理者を変更したとき →管理者変更届 *規則第6条第2項 【p6へ】	設置又は変更後、遅滞なく *規則第6条第2項
10	浴槽水の水質検査の結果が基準を超えたとき	届出 *条例第7条第7号 *条例第9条第1項 【p7へ】 (個室付き浴場を除く)	定期的に浴槽水の水質検査を行い、基準に適合していることを確認する必要があります。（個室付き浴場を除く） 水質検査の結果、基準を超えていた場合は、その旨を直ちに届け出なければなりません。（個室付き浴場を除く） *条例第7条第7号、*条例第9条第1項

法：公衆浴場法

省令：公衆浴場法施行規則

条例：高知市公衆浴場における配置及び衛生措置等の基準に関する条例

規則：高知市公衆浴場法施行細則

1 公衆浴場の経営をする（浴場業を開始する）

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	公衆浴場の経営を開始する30日前 *高知市標準処理期間	
留意事項	<p>高知市公衆浴場における配置及び衛生措置等の基準に関する条例 (認定を受ける義務)</p> <p>第4条 法第2条第1項の規定により一般公衆浴場の経営の許可を受けようとする者は、あらかじめ、公衆浴場の設置の場所を明示し、第3条に規定する距離が保たれていることについての市長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、認定を受けた後、6月以内に法第2条第1項の規定による許可申請をしなかったときは、その認定は、効力を失う。</p> <p>高知市公衆浴場法施行細則 (管理者)</p> <p>第6条 営業者は、公衆浴場ごとに当該公衆浴場を管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 営業者は、前項の規定により管理者を置いたときは、自ら管理者となるとときを除き、遅滞なく保健所長に届け出なければならない。これを変更(営業者以外の者から営業者への変更を含む。)したときも、同様とする。</p> <p>(詳細→p6「9 管理者を設置又は変更したとき」参照)</p>	
手数料	高知市収入証紙 22,000円 *高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係)(15)	
提出書類	公衆浴場営業許可申請書(第1号様式)	
添付書類	(1)	法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
	(2)	申請者以外の者が所有する土地又は建物を使用するときは、その者の使用承諾書
	(3)	一般公衆浴場のときは、その周囲300メートル以内の見取図並びに最寄りの一般公衆浴場の名称及びその一般公衆浴場までの距離を明らかにした書類
	(4)	その他の公衆浴場のときは、位置図
	(5)	<p>営業施設の平面図</p> <p>ア 循環式浴槽を設置する場合にあっては、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統を示した図面を含む。</p> <p>イ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合にあっては、空気取入口及び配管の系統を示した図面を含む。</p>
	(6)	温泉を利用する公衆浴場のときは、温泉法(昭和23年法律第125号)の規定による温泉の利用許可書の写し
	(7)	建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認が必要な建築物のときは、同法第7条第5項の規定による建築物の検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定に基づく仮使用認定通知書の写し
	(8)	蒸気又は熱気を使用する公衆浴場のときは、消防関係の法令に基づく消防用設備等が完備していることを証明する消防機関が発行する書類(興行場等防火安全性に関する通知書)
書類記載	その他の公衆浴場のときは、「公衆浴場」欄の「種類」の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。	
留意事項	温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場のときは、別紙1にその含有物質又は医薬品等の名称等を記入してください。	
	営業施設の構造設備の仕様については、申請書別紙2に記入してください。	

注：入浴施設を新設し、又は改装した場合には、営業開始前に清掃及び消毒をするとともに、レジオネラ属菌の細菌検査を実施して安全性を確認してください。(任意)【H12.5.17 衛指第56号】

2 譲渡により，営業者の地位を承継したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	事後遅滞なく届け出てください。 *法第2条の2第2項	
留意事項	令和5年12月13日以後の事業譲渡の場合，譲受人は営業者の地位を承継することになりました。詳細はご相談ください。	
手数料	なし	
提出書類	譲渡による公衆浴場営業者地位承継届（第5号様式）	
添付書類	(1)	営業の譲渡が行われたことを証する書類 （譲渡契約書等の写し）
	(2)	法人が営業者の地位を承継した場合は，当該法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

3 相続により，営業者の地位を承継したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	事後遅滞なく届け出てください。 *法第2条の2第2項	
留意事項		
手数料	なし	
提出書類	相続による公衆浴場営業者地位承継届（第6号様式）	
添付書類	(1)	戸籍謄本 又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
	(2)	相続人が2人以上いる場合において，その全員の同意により公衆浴場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは，その全員の同意書

4 合併により，営業者の地位を承継したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	事後遅滞なく届け出てください。 *法第2条の2第2項	
留意事項		
手数料	なし	
提出書類	合併による公衆浴場営業者地位承継届（第7号様式）	
添付書類	公衆浴場の営業者の地位の承継をした法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	

5 分割により，営業者の地位を承継したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	事後遅滞なく届け出てください。 *法第2条の2第2項	
留意事項		
手数料	なし	
提出書類	分割による公衆浴場営業者地位承継届（第8号様式）	
添付書類	公衆浴場の営業者の地位の承継をした法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	

6 「申請書」又は「地位承継届」に記載した事項を変更したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	変更から10日以内 *省令第4条	
留意事項	<p>1 次の場合は変更届ではなく、事前に許可申請が必要です。</p> <p>(1) 譲渡・相続・合併・分割のいずれにも該当せず、営業者が代わる場合</p> <p>(2) 施設の移転や改築により公衆浴場としての同一性を失う場合</p> <p>2 以下に示す「申請書」又は「地位承継届」に記載した事項を変更した場合は、変更届の提出が必要です。 *省令第4条</p> <p>(1) 申請者（営業者の地位を承継した者を含む）の氏名又は住所 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の職・氏名）</p> <p>(2) 公衆浴場の名称</p> <p>(3) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯の使用</p> <p>(4) 営業施設の構造設備</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 浴室 イ 脱衣室 ウ サウナ室 エ その他の設備（使用水、ろ過器、消毒装置など）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>注：「管理者」を変更した場合は、管理者変更届（第15号様式）での届出が必要です。詳細はp6の9「管理者を設置又は変更したとき」を参照ください。</p> </div>	
手数料	なし	
提出書類	公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届（第11号様式）	
添付書類	(1)	<p>営業者が氏名を変更した場合 → 戸籍の抄本（謄本でも可）又は氏名変更が確認できる戸籍記載事項証明書 注：提示のみ</p>
	(2)	<p>法人の名称、事務所の所在地又は代表者の変更の場合 → 定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書 【登記事項証明書の場合は、変更の前後が確認できる「履歴事項全部証明書」をご用意ください。場合によっては「閉鎖事項証明書」が必要になります。】</p>
	(3)	<p>温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を変更したとき → 変更後の温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯について記入した第1号様式の別紙1</p>
	(4)	<p>営業施設の構造設備を変更した場合 → ア 営業施設の平面図（浴槽の設備、配管系統等を変更した場合は、当該図面を含む。） イ 営業施設の構造設備の仕様書（第1号様式の別紙2）</p>
	(5)	<p>営業施設の構造設備の変更に伴い建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要となったとき → 同法第7条第5項の規定による建築物の検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定に基づく仮使用認定通知書の写し</p>
	(6)	<p>営業施設の構造設備の変更に伴い蒸気又は熱気を使用することとなったとき → 消防関係の法令に基づく消防用設備等が完備していることを証明する消防機関が発行する書類（興行場等防火安全性に関する通知書）</p>

注：入浴施設を新設し、又は改装した場合には、営業開始前に清掃及び消毒をするとともに、レジオネラ属菌の細菌検査を実施して安全性を確認してください。（任意）【H12.5.17 衛指第56号】

7 営業の全部若しくは一部を停止又は廃止したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	停止又は廃止から10日以内 *省令第4条
留意事項	
手数料	なし
提出書類	公衆浴場営業（（全部・一部）停止・廃止）届（第12号様式）
添付書類	廃止した場合は、公衆浴場営業許可書を添付してください。

8 停止した営業を再開したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	再開した日から10日以内 *規則第5条
留意事項	
手数料	なし
提出書類	公衆浴場営業再開届（第13号様式）
添付書類	なし

9 管理者を設置又は変更したとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	設置又は変更後、遅滞なく届け出てください。 *規則第6条第2項
留意事項	高知市公衆浴場法施行細則 (管理者) 第6条 営業者は、公衆浴場ごとに当該公衆浴場を管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。 2 営業者は、前項の規定により管理者を置いたときは、自ら管理者となるときを除き、遅滞なく保健所長に届け出なければならない。これを変更(営業者以外の者から営業者への変更を含む。)したときも、同様とする。
手数料	なし
提出書類	新たに設置したとき →管理者設置届（第14号様式） 管理者を変更したとき→管理者変更届（第15号様式）
添付書類	なし

10 浴槽水の水質検査の結果が基準を超えたとき

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588														
提出部数	1部														
提出期限	施設利用者の安全確保のため、定期に行う浴槽水の水質検査の結果が基準を超えていた場合は、 <u>直ちに届出をしてください。</u> 一旦は電話連絡等でも結構です。 * 条例第7条第7号, * 条例第9条第1項														
留意事項	<p>1 浴槽水の水質検査を定期的に行わなければなりません。（個室付き浴場を除く）</p> <p style="text-align: right;">* 条例別表の2 措置の基準の表第13号</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>水質検査を行うべき頻度</p>														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">施設の管理状況</th> <th style="text-align: center;">検査の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ろ過器を使用していない浴槽水</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">毎日完全に換水している浴槽水</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">連日使用している浴槽水</td> <td style="text-align: center;">浴槽水の消毒が塩素消毒の場合</td> <td style="text-align: center;">1年に2回以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合</td> <td style="text-align: center;">1年に4回以上</td> </tr> </tbody> </table>	施設の管理状況		検査の頻度	ろ過器を使用していない浴槽水		1年に1回以上	毎日完全に換水している浴槽水		連日使用している浴槽水	浴槽水の消毒が塩素消毒の場合	1年に2回以上	浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合	1年に4回以上	
	施設の管理状況		検査の頻度												
	ろ過器を使用していない浴槽水		1年に1回以上												
	毎日完全に換水している浴槽水														
連日使用している浴槽水	浴槽水の消毒が塩素消毒の場合	1年に2回以上													
	浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合	1年に4回以上													
<p>水質の基準（規則第8条別表）</p>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項</th> <th style="text-align: center;">方法</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 濁度</td> <td>比濁法, 透過光測定法, 積分球式光電光度法, 散乱光測定法又は透過散乱法</td> <td>5度以下であること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 有機物等（全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量）</td> <td>全有機炭素計測定法又は滴定法</td> <td>全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。 ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 大腸菌 2025.4.1改正</td> <td>下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法(ただし、試料は、希釈せず使用するものとする。)</td> <td>1ミリリットル中に1個以下であること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4) レジオネラ属菌</td> <td>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</td> <td>検出されないこと(100ミリリットル中に10シーエフユー未滿)。</td> </tr> </tbody> </table>	事項	方法	基準	(1) 濁度	比濁法, 透過光測定法, 積分球式光電光度法, 散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。	(2) 有機物等（全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素計測定法又は滴定法	全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。 ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。	(3) 大腸菌 2025.4.1改正	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法(ただし、試料は、希釈せず使用するものとする。)	1ミリリットル中に1個以下であること。	(4) レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10シーエフユー未滿)。
事項	方法	基準													
(1) 濁度	比濁法, 透過光測定法, 積分球式光電光度法, 散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。													
(2) 有機物等（全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素計測定法又は滴定法	全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。 ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。													
(3) 大腸菌 2025.4.1改正	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法(ただし、試料は、希釈せず使用するものとする。)	1ミリリットル中に1個以下であること。													
(4) レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中に10シーエフユー未滿)。													
<p>2 基準に適合していることを確認するとともに、検査結果は検査の日から3年間保管しなければなりません。（個室付き浴場を除く） * 条例別表の2 措置の基準の表第13号</p> <p>3 この水質検査の結果、基準を超えていた場合は、その旨を直ちに届け出なければなりません。（個室付き浴場を除く） * 条例第7条第7号, * 条例第9条第1項</p>															
手数料	なし														
提出書類	様式は特に指定していません。任意の様式で結構です。														
添付書類	検査結果の写しを添付してください。														